

民生福祉常任委員会記録

令和6年3月15日

【開催日】 令和6年3月15日（金）

【開催場所】 第2委員会室

【開会・散会時間】 午前9時～午後5時58分

【出席委員】

委員長	奥良秀	副委員長	吉永美子
委員	中岡英二	委員	古豊和恵
委員	前田浩司	委員	山田伸幸

【欠席委員】 なし

【委員外出席議員等】 なし

【執行部出席者】

福祉部長	吉岡忠司	福祉部次長兼高齢福祉課長	尾山貴子
福祉部次長兼子育て支援課長	長井由美子		
子育て支援課課長補佐	野村豪	子育て支援課子育て支援係長	藤田浩子
子育て支援課保育係長	重村亮太郎		

【事務局出席者】

局長	中村潤之介	議事係主任	岡田靖仁
----	-------	-------	------

【審査内容】

- 1 議案第34号 山陽小野田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 2 議案第35号 山陽小野田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

午前9時 開会

奥良秀委員長 おはようございます。ただいまから民生福祉常任委員会を開会いたします。本日の審査内容はお手元にあるとおり、3月13日水曜日の引き続きの審査を行ってまいります。では、審査内容11、議案第3

4号山陽小野田市特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について執行部より説明を求めたいと思います。

長井福祉部次長兼子育て支援課長 それでは、議案第34号山陽小野田市特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。この条例は、園の運営費である施設型給付費等を市が支給するに当たり確認をするための基準を定めたものです。内閣府令である特定教育保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子供子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴い、本市の条例を改正するものです。それでは、改正内容について御説明いたします。議案と併せて資料1の1ページを御覧ください。改正は4点あります。1点目は、こども家庭庁設置法が施行されたことに伴い、子ども・子育て支援法が改正され、同法第19条第2項が削られたことによる改正です。2点目は、同じくこども家庭庁設置法の施行に伴い、学校教育法が改正され、同法第25条に第2項及び第3項が追加されたことによる改正です。資料1の2ページを御覧ください。3点目は、こども家庭庁が内閣府の外局として設置されたことに伴い、厚生労働省令が内閣府令に整備されたことによる所要の改正です。4点目は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が施行されたことに伴い、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律が改正され、同法第3条第10項が削られたことによる改正です。この条例の施行日は公布の日からです。資料1の3ページを御覧ください。この条例は、内閣府令で定める基準に応じて市町村が条例を定めるもので、条例を定めるに当たって、事項ごとに「従うべき基準」なのか、「参酌すべき基準」なのかが定められています。従うべき基準とは、必ず適合させなければならない基準で、法令の基準と異なる内容を定めることは許容されませんが、当該基準の範囲内で地域の実情に応じた内容を定めることは許容されるものです。参酌すべき基準とは、十分参照しなければならない基準

で、法令の基準を十分参照した結果としてであれば、地域の実情に応じて異なる内容を定めることは許容されるものです。このたびの条例改正に当たり、どの事項がどの基準に当たるかは、資料1の1ページ及び2ページに記載しております。また、このたびの条例改正は、内閣府令で示された従うべき基準及び参酌すべき基準を勘案し、内閣府令と同じ基準を定めるものです。説明は以上です。御審査のほどよろしくお願いいたします。

奥良秀委員長 執行部からの説明が終わりました。委員の質疑を求めます。

山田伸幸委員 こども家庭庁の設置に伴って、いろいろ変わってきたんだろうと思うんです。先ほど説明された、従うべき基準や参酌すべき基準が、具体的にどのように本市の子ども関係施策に表れているのか、分かりやすく説明してください。

野村子育て支援課課長補佐 基準に係る条例を定めるに当たりましては、内閣府令で定める基準に必ず従うか、または参酌するかという形で条例を定めるように決められております。基本的に、従うべき基準には必ず従わなければならない、参酌すべき基準には、国がなぜそういった基準を定めたのかを十分勘案した上で市町村が独自に条例を定めることができるかとされています。このたびの改正の内容につきましては、それぞれ法が改正されたことに伴う項ずれ等が行われたことに伴う改正であって、特に市町村で政策的なことを組んだという改正にはなってはおりません。この条例につきましては、従うべき基準と参酌すべき基準について、内閣府令が定める基準を十分に勘案して定めているものとなっております。

山田伸幸委員 例えばどういったものがあるのか。分かりやすいところで一つだけでもいいですから説明してください。

野村子育て支援課課長補佐 運営に関する基準を定める条例となっており、例えば、職員の勤務体制などを定めています。

中岡英二委員 認定こども園が受けやすくなることは、待機児童の解消のためには一番いいと思うんですが、本市において待機児童は存在するんでしょうか。

奥良秀委員長 今の質疑は、この議案と関係ありますか。（「ありません」と呼ぶ者あり）その他質疑はあるでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。これより、議案第34号山陽小野田市特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきまして採決いたします。本件に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

奥良秀委員長 全員賛成により本件は可決すべきものと決しました。続きまして、審査内容12番、議案第35号山陽小野田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、執行部より説明を求めたいと思います。

長井福祉部次長兼子育て支援課長 それでは、議案第35号山陽小野田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。この条例は、家庭的保育事業等の認可に関する基準を定めたものです。内閣府令である家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、本市の条例を改正するものです。改正内容について御説明します。議案と併せて資料2を御覧ください。こども家庭庁が内閣府の外局として設置されたことに伴い、厚生労働省令が内閣府令に整備されたことによる所要の改正です。この

条例の施行日は公布の日からです。このたびの条例改正は、内閣府令で示された従うべき基準を勘案し、内閣府令と同じ基準を定めるものです。説明は以上です。御審査のほどよろしくお願いいたします。

奥良秀委員長 執行部の説明が終わりました。委員の質疑を求めたいと思います。

山田伸幸委員 要するに、改正前は、保育の内容ということで厚生労働大臣が定める指針とされていたものが、今後は内閣府に所管が変わったという理解でよろしいでしょうか。

長井福祉部次長兼子育て支援課長 おっしゃるとおりです。

前田浩司委員 内容が大きく変わることは一切ないということによろしいわけですね。

長井福祉部次長兼子育て支援課長 おっしゃるとおりです。

中岡英二委員 認定こども園に認定されるには県の認可が必要ですか。国の認可が必要ですか。

長井福祉部次長兼子育て支援課長 この条例は認定こども園について定めたものではございません。

古豊和恵委員 認定こども園は、これから幾つ……

奥良秀委員長 古豊委員、先ほど執行部から認定こども園に関わる議案ではないという説明を受けました。（「分かりました」と呼ぶ者あり）ほかに質疑はよろしいでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）質疑なしと認め

ます。以上で質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。以上で討論を終わります。これより、議案第35号山陽小野田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について採決を行います。本件に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

奥良秀委員長 全員賛成により、本件は可決すべきものと決しました。民生福祉常任委員会を暫時休憩いたします。

午前9時16分 休憩

午後5時57分 再開

奥良秀委員長 休憩を解きまして、民生福祉委員会を再開します。次の予定として、3月18日10時から請願等の審査を行う予定にしていますので、よろしく願いいたします。これで本日の民生福祉常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後5時58分 散会

令和6年（2024年）3月15日

民生福祉常任委員長 奥 良 秀